準要保護児童生徒（新規・継続）申請をする保護者の皆様へ

　令和６年度準要保護の認定を希望する場合は、下記により申請書類を提出してください。

1. 提出先　　お子さんが通っている学校

　　　　　（小学生と中学生がいる場合は、まとめて小学校に提出）

1. 提出期限　　　学校を経由し教育委員会に15日までに届いたものを、その月の初めからの認定分

　　　　として審査します。学校で作成する書類があるため、認定を希望する月の10日ごろまでに提出してください。

３．提出書類

|  |
| --- |
| 準要保護児童生徒（新規・継続）申請書　　（必ず提出）　　　　　　※事実に基づき正確に記入してください。なお、不正に準要保護の認定を受けた場合、援助費の返還を求めることがあります。 |
| 添付書類　　（該当がある場合のみ提出） |
|  | 児童扶養手当を受給している方 | 児童扶養手当受給証書の写し |
| 病気・災害・失業などの事情により、令和５年中の収入額と現在の収入額が、大きく変わった場合 | ・退職証明書、又は雇用保険受給資格者証の写し　※雇用保険を受給している場合・生計同一世帯員全員の給与証明書等の写しなど、直近３か月分の収入が確認できるもの |
| 令和６年１月１日の住民登録地が日光市外の方 | 住民税決定証明書、又は非課税証明書※令和６年１月１日に住民登録していたところの役場で取得。 |
|  | 同居（住民登録上の世帯の別にかかわらず同敷地に居住）のうち、**別生計だとして申請書に記入しない方がいる場合** | 電気料・水道料等のそれぞれの領収書写し等、別生計と確認できる証明書類 |
| ※その他、申請理由の証明となる書類をお持ちの場合は、コピーを添付してください。 |

４．公平な認定を行うため、令和２年度から審査方法が変わりました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更となるもの | 令和元年度まで | 令和２年度から |
| 生計同一世帯の考え方 | 住民登録上の世帯員、及び別居しているが生計を同じくする方 | 住民登録上の世帯の別にかかわらず同居している方全員、及び別居しているが生計を同じくする方　　※実状に合った条件で審査します。 |
| 収入状況の確認 | 申請時に１度 | 申請時および６月中旬以降の２度※最新の収入状況により再審査します。 |
| 児童扶養手当受給の確認 | 申請時に１度 | 申請時および１１月切替時の２度※最新の受給状況により再審査します。 |

★お問い合わせ　　日光市教育委員会　学校教育課　TEL：21-5167